

くらしと水

平成19年11月15日号

第9号

発行部数:251,000部



清水区を流れる興津川の上流にある和田島浄水場に、1日あたり10,000m³の浄水処理能力を有する「膜ろ過」施設を約9億円の事業費で建設し、本年10月から供用を開始しました。
「膜ろ過」とは、たくさんの小さな穴があるフィルター（膜）に水を通すことによって、不純物を取り除くことです。この水は清水区の興津川周辺地域に配水しています。

Contents

平成18年度の決算状況	2
水に関するポスターと花菖蒲写真コンテスト.....	3
水道料金等懇話会の開催について.....	4・5
雨水貯留施設設置助成制度と水質試験センター.....	6
井戸水での下水利用と検針員等の訪問.....	7
上下水道に関する連絡先.....	8



膜ろ過装置

平成18年度の決算状況

水道事業

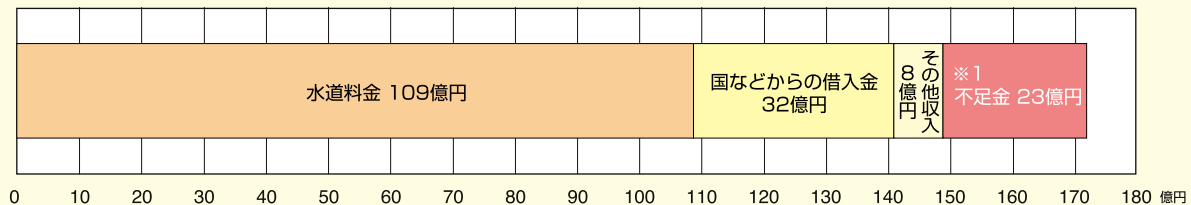
平成18年度は、災害や湯水時においても安定した給水を確保するために、安倍川・興津川水系の「水の相互運用事業：南部ルート」が完成しました。

また、葵区門屋浄水場において急速ろ過施設が完成し、清水区では和田島浄水場膜ろ過施設建設事業に着手しました。

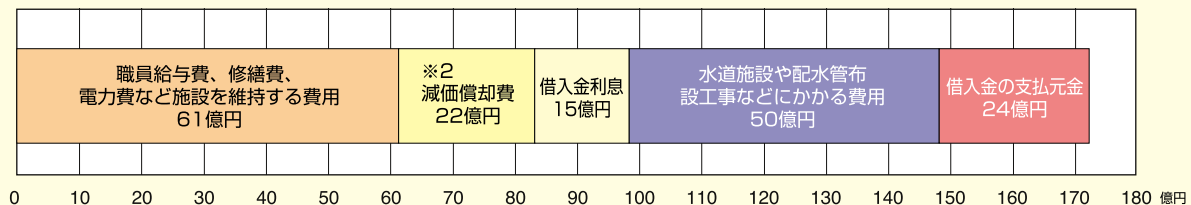
管網整備としては、送配水管の布設工事、経年管の布設替えなど延長43,014mを施工しました。施設面においては、水質試験センターの建設工事や、谷津浄水場急速ろ過池改良工事などを施工しました。



収入



支出



※1 不足金：足りない分のお金は貯金（内部留保金）から出します。
 ※2 減価償却費：資産価値の減少を金額換算したものの。

【お問い合わせ 水道総務課 経理担当 TEL：354-2706】

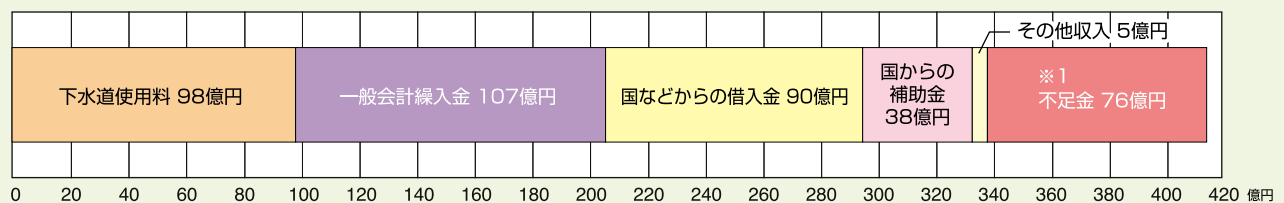
下水道事業

下水道整備のうち、汚水管を静清処理区、長田処理区等で延長40,311m、雨水きよを静清処理区、南部処理区等で延長1,011m布設し、その他延長2,209mの管きよ布設替えを行いました。

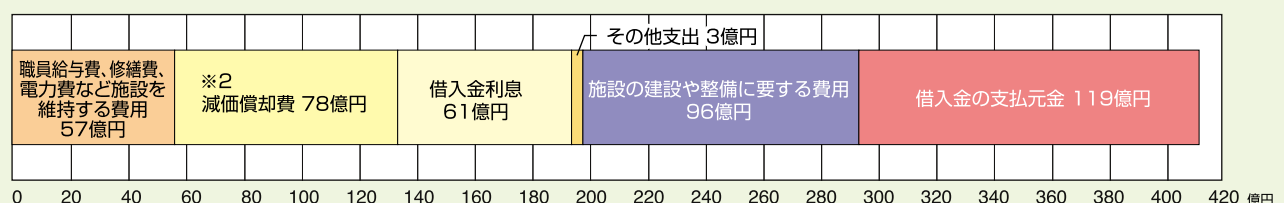
また、浄化センター等施設の工事では、汚泥集約化の一環として長田浄化センター送泥施設築造工事を施工し、清水北部浄化センターの管理棟や水処理棟などの耐震補強工事を行いました。



収入



支出



※1 不足金：足りない分のお金は貯金（内部留保金）から出します。
 ※2 減価償却費：資産価値の減少を金額換算したものの。

【お問い合わせ 下水道総務課 経理担当 TEL：354-2804】

表彰

～水に関するポスター～

《主な優秀作品》



市長賞

横内小 竹島可奈子さん



企業局長賞

横内小 三浦 菜穂さん



企業局次長賞

城北小 藤浪 草太さん



水道部長賞

横内小 竹尾 凌汰さん



下水道部長賞

千代田東小 小池 祐輝さん

市内の小学校14校から612点の作品をご応募いただき、ありがとうございました。

入賞されましたみなさま、おめでとうございます。

【お問い合わせ 水道総務課 総務担当 TEL：354-2704】

～花菖蒲観賞会写真コンテスト～

5月28日～6月3日に開催された、葵区城北浄化センターの遊水池での花菖蒲観賞会写真コンテスト（応募期間5月28日～6月20日）には、63名63点の応募がありました。ありがとうございました。審査の結果、入賞者は次のとおりです。

なお、7月11日、城北浄化センターにて表彰式を行いました。



【特選】「初夏のおとずれ」

葵区建穂 海野 義明さん



【準特選】「初夏の水辺」

葵区東千代田 赤津 栄英さん



【準特選】「花と鯉」

清水区追分 望月 一夫さん

【お問い合わせ 下水道施設課 管理担当 TEL：354-2841】

新公営企業管理者 就任のごあいさつ



平成19年6月から静岡市公営企業管理者に就任しました河野正也かわの まさやです。

市民の皆様の暮らしの支えとして、安全安心な水の安定供給、下水道の普及や雨水対策の充実を図ってまいります。老朽施設の更新、地震災害への対応強化など、経営を取り巻く状況は厳しいものと認識しております。

今後もより一層健全経営に取り組み、市民の皆様の信頼に応えられるよう努力してまいります。

よろしくお願いいたします。

水道料金等懇話会の開催について

現在、水道料金は合併前における旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町の料金体系をそれぞれ継続しており、1市3制度の状態になっております。

更に、宅内給水装置の新設や改修時における設計審査や現場検査に関する手数料につきましても、同様に3制度のままとされております。

そこで、これらの一元化を図るため、広く市民の方々から意見を伺うことを目的として「水道料金等懇話会」を設置いたしました。

同懇話会は6月から10月にかけて開催し、熱心にご協議していただき、10月16日開催の第5回には、検討された結果を「意見書」として公営企業管理者あてに提出していただきました。

意見書の内容につきましては、水道部で作成した「一元化素案」を承認いただいたものとなっておりますので、次によりその概要につきましてお知らせいたします。

今後、市議会に「静岡市給水条例の一部改正」としてご審議いただき、議決されたうえで、水道料金等の一元化を行う予定でございます。

意見書の要旨

- (1) 職員数の削減及び業務の民間委託化等、経費の縮減により水道料金の賦課総額を3.2%引き下げるよう提案しており、公営企業としての努力が認められるため、適切であると考えられる。
- (2) 少水量使用者に対する配慮として、基本料金の引き下げを予定していることは、環境への負荷を軽減する面からも評価できる。
- (3) 清水地区では平成9年度から11年間、蒲原地区においても平成11年10月から約9年間、水道料金の改定は行われず現在に至っているため、施設の整備・改良等の観点からも、両地区の水道料金引き上げは、やむを得ないものと考えられる。
- (4) 静岡地区においては、静清合併から5ヶ年、旧蒲原町編入から2ヶ年の間、水道料金の負担に関し、他地区と比べ不均衡な状態に置かれたことは、公平な負担の原則に反するものであるため、早急に解消すべきものと考えられる。
- (5) 一元化案による新料金水準は、県内を比較した場合にも過大なものではなく、他の政令指定都市の中では安価なものであるため、納得すべきものと考えられる。
- (6) 水道料金は、単に金額の多寡によるのではなく、その得られるサービスとの均衡が図られるべきであり、今後、蒲原地区や清水地区における水道基幹施設に対する建設改良等を早急を実施し、施設面における静岡地区との格差是正を図ることが望まれる。
- (7) 給水装置の審査及び検査手数料に関しては、その算定根拠が明確に算出されており、更に、作業時間の短縮等の見直しも行われているため、適切であると考えられる。

「静岡市水道料金等懇話会」委員15名

(学識経験者2名 各種団体からの推薦者9名 一般公募市民4名)



○議 題 等

- | | | |
|-----|--------|--------------------|
| 第1回 | 6月12日 | 水道事業の概要、現況の説明など |
| 第2回 | 7月17日 | 財政計画、新料金体系(案)の説明など |
| 第3回 | 8月21日 | 新料金体系(案)についての意見交換 |
| 第4回 | 9月18日 | 新料金体系(案)についての意見交換 |
| 第5回 | 10月16日 | 「意見書」のまとめ、提出 |

一元化素案の概要

(1) 基本方針

- ① 総括原価方式について
水道水を供給するために必要な原価を徴収する「総括原価方式」を継続採用する。
- ② 料金算定期間について
平成20年度から平成23年度までの「4年間」とする。
- ③ 料金体系について
水道管の口径に応じて単価を設定する「口径別料金体系」とする。
- ④ 逦増従量料金制について
環境に配慮し節水を促すため、「逦増従量料金制」を継続採用する。
- ⑤ 基本水量制について
近年の核家族化、少子高齢化に伴う少水量使用者に配慮し、「基本水量制」を廃止し、基本料金の引き下げを図る。

(2) 水道料金体系

基本料金（税込）

メーターの口径	新料金
13 mm	399.00 円
20 mm	399.00 円
25 mm	651.00 円
40 mm	2,005.50 円
50 mm	2,971.50 円
75 mm	7,413.00 円
100 mm	12,621.00 円
150 mm	27,604.50 円

従量料金（税込）

区 分	新料金
10m ³ までの分	63.00 円
10m ³ を超え 20m ³ までの分	112.35 円
20m ³ を超え 50m ³ までの分	149.10 円
50m ³ を超え 100m ³ までの分	173.25 円
100m ³ を超え 500m ³ までの分	192.15 円
500m ³ を超える分	204.75 円

平均改定率

全 体	△3.20%
・静岡地区	△ 7.67%
・清水地区	4.08%
家 事 用	16.62%
業 務 用	△15.34%
日本平用	△24.99%
船 舶 用	△30.53%
・蒲原地区	18.65%

新料金案と現行料金との比較抜粋(メーター口径20mm以下の場合、月額)

使用水量	新料金案	現行静岡地区 (20 mm)		現行清水地区 家庭用 (20 mm)		現行蒲原地区 一般用 (13 mm)	
		現行	差 額	現行	差 額	現行	差 額
0 m ³	399 円	430 円	△31 円	682 円	△283 円	892 円	△493 円
5 m ³	714 円	766 円	△52 円	682 円	32 円	892 円	△178 円
10 m ³	1,029 円	1,102 円	△73 円	682 円	347 円	892 円	137 円
20 m ³	2,152 円	2,310 円	△158 円	1,837 円	315 円	1,942 円	210 円
30 m ³	3,643 円	3,916 円	△273 円	3,202 円	441 円	3,097 円	546 円
50 m ³	6,625 円	7,129 円	△504 円	5,932 円	693 円	5,407 円	1,218 円

※新料金案では、メーター口径の13mmと20mmは同額の予定です。

※一般家庭における使用メーターの口径は、蒲原地区は13mm、その他の地区では20mmが多くなっています。

※一般家庭においては、毎月20m³から30m³の水量を使用されるお宅が最も多くなっています。

(3) 給水装置に係る審査手数料と検査手数料について

メーター口径	審査手数料	検査手数料
13 mm ~ 25 mm	2,400 円	3,000 円
30 mm ~ 40 mm	3,500 円	4,200 円
50 mm 以上	7,500 円	9,100 円

懇話会の「意見書」、資料などは企業局ホームページに掲載してあります。ぜひご覧ください。

<http://www.city.shizuoka.jp/deps/suidosomu/suidokonwakaishiryu.html>

【お問い合わせ 水道総務課 水道企画室 TEL：354-2707】

雨水貯留浸透施設の設置助成制度について



「もったいない」から、貯めてます！

(ご利用者の声)

植木や家庭菜園の散水に利用し、重宝しています。
 天水(てんすい)を利用することで、わずかな量ですが節水の効果があり、貴重な水資源を守ることに役立っています。
 また、タンクに水を少し残しておけば、断水などの緊急時には、トイレなどへの雑用水に利用できるのです、安心です。(葵区 200ℓ貯留タンクをご利用のAさん)

住宅等の敷地へ雨水貯留浸透施設の設置や下水道の整備により不用となった浄化槽を貯留浸透施設に転用する場合、その費用の一部を助成します。
 浸水被害の軽減や良好な水循環の保全に効果があり、ぜひ、この制度をご利用ください。

(対象地区)

下水道全体計画区域
 (市街化区域と一部の調整区域)

(補助額) 設置費の3分の2を補助

雨水浸透マス (A型)	57,000円/基
(B型)	28,000円/基
雨水貯留タンク (200ℓ以上)	30,000円
(400ℓ以上)	60,000円
不用浄化槽転用施設	100,000円/基

〈限度額〉

【お問い合わせ 下水道維持課 排水設備担当 (清水庁舎6階) TEL: 354-2746】
 静岡排水設備監理室 (静岡庁舎低層棟2階) TEL: 221-1149】

水質試験センターが完成しました！



清水区の庵原配水場内に水質試験センターが完成し、8月から業務を開始しました。
 このセンターは、水道の水質試験室を集約し、効率的で合理的な検査体制を構築して、市民の皆さんに安全でおいしい水道水の供給を図るために整備したものです。
 今後も同センターを中心に水質の管理・監視の強化を図り、水道水の安全性の向上に努めていきます。

【お問い合わせ 水質管理課 TEL: 363-6651】

平成19年度上下水道モニター活動

企業局では、お客様に親しまれる上下水道を目指して「上下水道モニター制度」を実施しています。本年度は、20名の方に上下水道モニターとして活動していただいておりますので、その活動についてご紹介します。



委嘱状交付



上下水道施設見学及び水質検査体験



※平成20年度の上下水道モニターについては、次号(平成20年6月1日発行予定)で募集記事を掲載予定です。

【お問い合わせ 水道総務課 水道企画室 TEL: 354-2707】

井戸水で下水道をご利用のお客様へ 《家族の人数が変わったときは届出を》

井戸水をお使いで、公共下水道へ排水しているお客様（家事用、メーターなし）は、下水道使用料を家族の人数で計算しています。

- ・転勤、進学、死亡等により一緒に住む家族の人数が減った。
- ・結婚、同居、出産等により一緒に住む家族の人数が増えた。

以上のような場合は、下水道使用料も変更になりますので、下記担当まで届出をお願いいたします。

区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
認定水量（1か月）	11 m ³	18 m ³	25 m ³	29 m ³	33 m ³	1人につき 2m ³ 加算
使用料（1か月）	1,470 円	2,388 円	3,412 円	4,021 円	4,677 円	—
請求額（2か月）	2,940 円	4,770 円	6,820 円	8,040 円	9,350 円	—

※水道水と井戸水を両方お使いの方は、上記と異なる場合があります。

【葵区・駿河区にお住まいの方】 営業課 静岡料金監理室検針担当（静岡庁舎低層棟2階）TEL：221-1454
 【清水区にお住まいの方】 営業課 検針担当（清水庁舎6階） TEL：354-2742

検針員等の訪問について

検針業務と督促納期限を過ぎた水道料金・下水道使用料の徴収事務については民間委託を実施しています。訪問する係員は企業局が発行した写真入り身分証明書を携帯していますのでご確認ください。



〈個人委託用〉



〈法人委託用〉

※平成19年度は（株）ジェネッツです。

【お問い合わせ 営業課 業務担当 TEL：354-2714】

上下水道フェア

8月3日（金）葵区青葉シンボルロードにおいて「上下水道フェア」を開催しました。たくさんの皆さんにお越しいただきました。ありがとうございました。



【お問い合わせ 水道総務課 総務担当 TEL：354-2704】

地震への備えをしていますか？



「柏崎市での応急給水活動」

このたびの新潟県中越沖地震により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

地震発生直後は断水する可能性が高く、被害地域が広範囲になるとすぐには給水活動ができないことも予想されます。

飲料水は「1人あたり1日3リットルで3日分」を目安に、各家庭で準備してください。ポリ容器などにくみ置きする場合は、①容器の中をよく洗浄し、②中に空気が入らないように水を入れて、③日の当たらない涼しい場所へ保管してください。

保管した水は3日程度を目安に交換してください。

お風呂の残り湯をためておくと、消火用水のほか、断水時のトイレの流し水としても利用できます。

上水道・下水道についてのご連絡・ご相談は

- お引越しの際の使用開始または中止手続き
- 口座振替手続きのお問い合わせ

上下水道お客様サービスセンター

TEL : 355-1320

平日の午前8時30分から午後7時まで（土、日、祝日、年末年始を除く）

※番号のお掛け間違いのないよう、お願いします。



- 水道料金・下水道使用料に関するお問い合わせ

営業課 静岡料金監理室 **TEL : 221-1454・1304** (葵区・駿河区)

営業課 **TEL : 354-2742・2743** (清水区)

営業課 蒲原サービス担当 **TEL : 385-7750** (蒲原地区)

- 断水、にごり、道路の水漏れなど、緊急を要する場合は

受付時間	葵区・駿河区にお住まいの方	清水区にお住まいの方
平日（土、日、祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで	水道維持課 TEL : 281-9596	水道維持課 清水地区 TEL : 354-2734 蒲原地区 TEL : 385-7750
平日の夜間（午後5時15分以降） 土、日、祝日、年末年始は終日	静岡給排水修繕センター TEL : 248-7812	清水区夜間休日受付 TEL : 345-5270

■この広報紙についてのご意見、ご要望は、静岡市企業局水道総務課水道企画室までお寄せください。

TEL : 054-354-2707 FAX : 054-355-0715

E-mail : shizusui@chabashira.co.jp URL : <http://sc.city.shizuoka.jp/kigyo/index.html>

